

新規性・進歩性の判断、 および均等論における 本質的部分の認定(均等第1要件) ～真に事業へ資する知的財産活動を目指して～

「進歩性」と「均等論」双方の判断力を格段に高める実務者必聴のセミナー！
代理人として、知財戦略部門責任者として、30年以上関わってきた講師が詳説

■開催日時

2026年12月2日[水]

時間14:00～17:00(途中休憩有り)

★オンデマンド視聴可能

申し込んでいただいた皆様には、セミナー終了後にセミナーを録画した動画(2週間閲覧可能)の閲覧用URLをお送りいたしますので、セミナー当日に都合がつかない方も受講可能です。

事業の基盤となる強力な特許を獲得するためには、発明や法律面に関する「本質の理解」が不可欠となります。この「本質の理解」が不十分な状態で獲得した特許権はその実効性を欠き、事業戦略の遂行に大きな支障をきたす恐れがあります。

また、近年の裁判においては均等侵害が認められる傾向が強まっており、FTO※活動(他社権利の侵害予防調査・評価)における均等論の重要性

が増しています。特に、マキサカルシトール事件の大合議判決において示された「均等第1要件の本質的部分の認定基準」の判断は、他社特許の評価において実務上大きな課題となります。

※FTO(Freedom to Operate)

そこで、本セミナーでは、「権利獲得(新規性・進歩性)」と「均等論の第1要件」について「発明の本質」に焦点を当て、具体的な事案に基づき、それぞれの判断手法について説明します。

なお、一見無関係に見える「進歩性」と「均等論」ですが、双方とも「発明の本質」の認定において非常に密接な関係にあることがわかります。本セミナーでは、両者の関係性についても具体的な事例を踏まえた解説を試みます。この共通点を理解することで、双方の判断力を格段に高めることが可能となります。

●講師：株式会社島津製作所 知的財産部 顧問

ピラミデ国際特許事務所 顧問

江口特許商標事務所 弁理士 江口 裕之 氏

●会場：Zoomを使ったオンラインセミナー

●申込方法：当協会Webサイトのオンラインフォームからお申込みください。

経済産業研修会

検索

●参加料：(知的財産情報メンバーズの「セミナー無料招待券」もご利用いただけます。)

知的財産情報メンバーズ	7,500円(税込)
発明推進協会、各地域の発明協会会員	12,750円(税込)
一般	15,000円(税込)

※セミナー終了後に請求書はお送り致します。

新規性・進歩性の判断、および均等論における 本質的部分の認定(均等第1要件) プログラム

1. 権利獲得について(新規性・進歩性)

新規性・進歩性は非常にオーソドックスなテーマですが、発明の本質を見極めることにより、一見権利化が困難と思われる発明であっても質の高い特許権の獲得が可能となります。特許庁の審査官や知財実務者は「発明の構成」のみを重視し、構成の相違の大小により進歩性を判断する傾向が少なからずあります。しかし、裁判所は、構成の相違だけでなく「発明の相違(課題や作用効果を含めた意義の違い)」に着目して進歩性、即ち発明の価値を判断します。演者はこの点を主張し、審決取消訴訟において多数の勝訴判決を勝ち取り、その経験を権利獲得業務に活かしてきました。本セミナーでは、演者が実際に担当した審決取消訴訟等の事案を題材に、「発明の本質」を踏まえた「発明の相違」を解説し、新規性、進歩性の判断力向上を図ります。

2. 均等論について

他社特許の評価を誤ると、訴訟などの係争に巻き込まれ、事業停止や高額な実施料の支払いを余儀なくされるなど、事業に多大な支障を来すことがあります。特に、マキサカルシトール知財高裁大合議判決が示した均等第1要件の「本質的部分の認定基準(上位概念化)」に基づく判断が困難を極め、リスク回避のため本来不要な設計変更を余儀なくされる恐れもあります。本セミナーの後半では、このマキサカルシトール判決や関連する知財高裁判決の具体的な事案に踏み込み、均等第1要件における本質的部分の認定手法とその具体的な対処法を解説し、均等論の判断力向上を図ります。なお、本セミナーでは、均等第5要件の判断基準を示したマキサカルシトール最高裁判決についても簡単に言及します。

3. 発明の本質認定に関する「進歩性」と「均等論」の対比考察

進歩性および均等論の判断においては、「発明の新規な課題」がその判断に極めて重要な役割を果たします。本セミナーでは、発明の新規課題が「発明の本質」と直結し、進歩性・均等論それぞれの判断に及ぼす影響を解説し、さらなる理解の深耕を図ります。

第1部 新規性・進歩性

1. 新規性

1-1. 発明の要旨認定(リパーゼ事件、誤りやすい要旨認定事例)

1-2. 引用発明の認定 ～単なる「構成」ではなく「発明」としての認定が認められた事例考察(審判例)～

2. 進歩性

2-1. 副引例の認定(ピリミジン誘導体事件)

2-2. 論理付け * 動機づけを判断した事例 * 阻害要因を判断した事例 * 周知技術への動機づけを要するとした事例 * 発明の相違を判断した事例

第2部 均等論における本質的部分の認定

1. 均等論の基礎(ボールスプライン最高裁判決)

2. 均等第1要件(本質的部分)の認定

・ボールスプライン判決以降の知財高裁判例 ・マキサカルシトール知財高裁大合議判例

3. 関連知財高裁判例の検討

4. 本質的部分の認定手法と対処法

5. 発明の本質認定に関する「進歩性」と「均等論」の対比考察

6. 均等第5要件(マキサカルシトール最高裁判決)

お問い合わせは

一般社団法人発明推進協会 経済産業研修会

TEL:03-3502-5493 E-mail: kensyu-kai@jiii.or.jp

所在地:〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目9番1号 虎ノ門ヒルズ江戸見坂テラス

◎お申込時にいただきました個人情報につきましては、本講座の実施、運営に利用させていただくとともに、新刊書やセミナー・講演会等の各種ご案内など当会の事業活動に限り使用させていただくことがあります。また、本講座の講師にお客様の「所属先」、「部署名(役職名)」、「氏名」等をお知らせさせていただきます。本件に関し、不都合がございましたらご連絡ください。

◎参加をキャンセルされる場合は、研修会開催日の前々日(土日祝祭日は除く)の17:00までに、必ずメールにてご連絡ください。キャンセルのご連絡がなく、当日、欠席された場合は、参加料を全額請求させていただきます。

◎本セミナー参加に際しては、当会への申込みとZ o o mへの登録が必要となります。Z o o m登録用のURLは開催日の前日までにメール送信いたします。ご登録いただきますと、参加用のURLがZ o o mからメール送信されます。ご面倒をお掛けいたしますが、必要事項をそれぞれのフォームにご入力をお願いいたします。